

目 次

| 条 例 | ページ |
|---|-----|
| 1 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 3 |
| 2 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 10 |
| 3 新潟県市町村総合事務組合監査委員条例の一部を改正する条例 | 13 |
| 4 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例 | 14 |
| 5 新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例の一部を改正する条例 | 23 |
| 6 新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例 | 24 |
| 7 新潟県市町村総合事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例 | 25 |
| 8 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | 26 |
| 9 新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例 | 30 |
| 公 告 | |
| 予算の要領について（令和 6 年度補正予算） | 36 |
| （令和 6 年度一般会計補正予算（第 1 号）） | 36 |
| （令和 6 年度職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第 1 号）） | 37 |
| （令和 6 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第 1 号）） | 37 |
| （令和 6 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第 1 号）） | 38 |
| （令和 6 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第 1 号）） | 38 |
| （令和 6 年度交通災害共済事業特別会計補正予算（第 2 号）） | 39 |
| 予算の要領について（令和 7 年度予算） | 40 |
| （令和 7 年度一般会計予算） | 40 |
| （令和 7 年度職員退職手当支給事業特別会計予算） | 41 |
| （令和 7 年度非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算） | 42 |
| （令和 7 年度消防団員等公務災害補償事業特別会計予算） | 43 |
| （令和 7 年度消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算） | 44 |
| （令和 7 年度交通災害共済事業特別会計予算） | 45 |

次に掲げる条例を別紙の原本のとおり公布する。

令和7年2月17日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

- (1) 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第1号)
- (2) 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第2号)
- (3) 新潟県市町村総合事務組合監査委員条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第3号)
- (4) 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第4号)
- (5) 新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第5号)
- (6) 新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第6号)
- (7) 新潟県市町村総合事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第7号)
- (8) 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第8号)
- (9) 新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例
(新潟県市町村総合事務組合条例第9号)

新潟県市町村総合事務組合条例第1号

新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成16年条例第13号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(期末手当) 第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> | <p>(期末手当) 第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
別表第1を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表

| 職員 の区 分 | 職務 の級 号 給 | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 |
|---------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 183,500 | 230,000 | 261,300 | 287,300 | 309,800 | 335,000 |
| | 2 | 184,600 | 231,500 | 262,300 | 288,900 | 311,500 | 336,900 |
| | 3 | 185,800 | 233,000 | 263,300 | 290,400 | 313,200 | 338,700 |
| | 4 | 186,900 | 234,500 | 264,300 | 291,900 | 314,700 | 340,500 |
| | 5 | 188,000 | 236,000 | 265,300 | 293,400 | 316,100 | 342,200 |
| | 6 | 189,700 | 237,500 | 266,300 | 294,900 | 317,400 | 343,900 |
| | 7 | 191,300 | 239,000 | 267,300 | 296,300 | 318,700 | 345,500 |
| | 8 | 192,900 | 240,500 | 268,300 | 297,600 | 320,000 | 347,200 |
| | 9 | 194,500 | 242,000 | 269,300 | 298,800 | 321,300 | 348,800 |
| | 10 | 196,200 | 243,400 | 270,300 | 300,300 | 323,100 | 350,500 |
| | 11 | 197,800 | 244,800 | 271,300 | 301,800 | 324,900 | 352,100 |
| | 12 | 199,400 | 246,200 | 272,300 | 303,200 | 326,600 | 353,700 |
| | 13 | 201,000 | 247,400 | 273,300 | 304,600 | 328,300 | 355,200 |
| | 14 | 202,700 | 248,600 | 274,300 | 305,700 | 330,000 | 356,900 |
| | 15 | 204,400 | 249,800 | 275,300 | 306,700 | 331,700 | 358,500 |
| | 16 | 206,100 | 251,000 | 276,400 | 307,900 | 333,400 | 360,100 |
| | 17 | 207,400 | 252,100 | 277,400 | 309,100 | 335,000 | 361,700 |
| | 18 | 209,000 | 253,200 | 278,700 | 310,700 | 336,700 | 363,500 |
| | 19 | 210,600 | 254,300 | 280,000 | 312,300 | 338,400 | 365,000 |
| | 20 | 212,100 | 255,400 | 281,200 | 313,900 | 340,000 | 366,600 |
| | 21 | 213,600 | 256,400 | 282,500 | 315,400 | 341,500 | 368,000 |
| | 22 | 215,200 | 257,400 | 283,800 | 317,000 | 343,100 | 369,600 |
| | 23 | 216,800 | 258,400 | 285,000 | 318,600 | 344,700 | 371,200 |
| | 24 | 218,400 | 259,400 | 286,200 | 320,200 | 346,200 | 372,700 |
| | 25 | 220,000 | 260,400 | 287,300 | 321,700 | 347,600 | 374,600 |
| | 26 | 221,700 | 261,300 | 288,500 | 323,400 | 349,300 | 376,500 |
| | 27 | 223,000 | 262,200 | 289,800 | 325,000 | 350,900 | 378,400 |
| | 28 | 224,300 | 263,100 | 291,100 | 326,600 | 352,500 | 380,200 |
| | 29 | 225,600 | 263,900 | 292,400 | 328,000 | 353,700 | 381,700 |

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

| | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 30 | 226,700 | 264,700 | 293,400 | 329,700 | 355,200 | 383,500 |
| 31 | 227,800 | 265,500 | 294,400 | 331,400 | 356,700 | 385,200 |
| 32 | 228,900 | 266,300 | 295,500 | 333,000 | 358,200 | 386,800 |
| 33 | 230,000 | 267,000 | 296,600 | 334,200 | 359,900 | 388,500 |
| 34 | 231,100 | 267,800 | 297,800 | 336,100 | 361,700 | 389,900 |
| 35 | 232,200 | 268,600 | 298,900 | 337,800 | 363,400 | 391,300 |
| 36 | 233,300 | 269,300 | 300,100 | 339,400 | 365,100 | 392,700 |
| 37 | 234,400 | 270,000 | 301,300 | 340,900 | 366,500 | 394,100 |
| 38 | 235,400 | 270,800 | 302,600 | 342,500 | 367,800 | 395,300 |
| 39 | 236,400 | 271,600 | 303,900 | 344,100 | 369,000 | 396,500 |
| 40 | 237,300 | 272,300 | 305,200 | 345,700 | 370,400 | 397,500 |
| 41 | 238,200 | 273,000 | 306,500 | 347,400 | 371,500 | 398,600 |
| 42 | 239,100 | 273,800 | 307,800 | 349,200 | 372,400 | 399,800 |
| 43 | 239,900 | 274,600 | 309,100 | 351,000 | 373,400 | 400,900 |
| 44 | 240,700 | 275,300 | 310,400 | 352,800 | 374,500 | 402,000 |
| 45 | 241,400 | 276,000 | 311,700 | 354,300 | 375,300 | 402,700 |
| 46 | 242,000 | 276,700 | 313,000 | 355,700 | 376,200 | 403,400 |
| 47 | 242,600 | 277,400 | 314,300 | 357,100 | 377,100 | 404,100 |
| 48 | 243,200 | 278,100 | 315,400 | 358,500 | 377,900 | 404,800 |
| 49 | 243,800 | 278,800 | 316,300 | 360,000 | 378,700 | 405,400 |
| 50 | 244,400 | 279,500 | 317,600 | 360,800 | 379,500 | 406,000 |
| 51 | 245,000 | 280,200 | 318,900 | 361,800 | 380,300 | 406,500 |
| 52 | 245,500 | 280,900 | 320,200 | 362,800 | 381,000 | 406,900 |
| 53 | 246,000 | 281,500 | 321,400 | 363,700 | 381,700 | 407,300 |
| 54 | 246,400 | 282,200 | 322,700 | 364,800 | 382,400 | 407,500 |
| 55 | 246,700 | 282,800 | 323,900 | 365,700 | 383,100 | 407,800 |
| 56 | 247,000 | 283,500 | 325,100 | 366,700 | 383,800 | 408,100 |
| 57 | 247,300 | 284,100 | 326,400 | 367,600 | 384,300 | 408,400 |
| 58 | 247,600 | 284,800 | 327,500 | 368,300 | 384,900 | 408,700 |
| 59 | 247,900 | 285,400 | 328,600 | 369,000 | 385,500 | 409,000 |
| 60 | 248,200 | 286,100 | 329,700 | 369,600 | 386,200 | 409,300 |
| 61 | 248,500 | 286,700 | 330,400 | 370,000 | 386,600 | 409,500 |
| 62 | 248,800 | 287,400 | 331,300 | 370,600 | 387,200 | 409,800 |
| 63 | 249,100 | 288,000 | 332,000 | 371,300 | 387,800 | 410,100 |
| 64 | 249,400 | 288,500 | 332,800 | 372,000 | 388,300 | 410,400 |

| | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 65 | 249,700 | 289,000 | 333,600 | 372,300 | 388,700 | 410,600 |
| 66 | 250,000 | 289,600 | 334,000 | 373,000 | 389,300 | 410,900 |
| 67 | 250,300 | 290,100 | 334,600 | 373,700 | 389,900 | 411,200 |
| 68 | 250,600 | 290,700 | 335,300 | 374,300 | 390,400 | 411,500 |
| 69 | 250,900 | 291,200 | 336,100 | 374,600 | 390,800 | 411,700 |
| 70 | 251,200 | 291,700 | 336,800 | 375,100 | 391,300 | 412,000 |
| 71 | 251,500 | 292,300 | 337,500 | 375,700 | 391,800 | 412,300 |
| 72 | 251,800 | 292,900 | 338,100 | 376,300 | 392,400 | 412,500 |
| 73 | 252,100 | 293,400 | 338,600 | 376,600 | 392,700 | 412,700 |
| 74 | 252,400 | 293,900 | 339,200 | 377,200 | 393,100 | 413,000 |
| 75 | 252,700 | 294,300 | 339,700 | 377,900 | 393,500 | 413,300 |
| 76 | 253,000 | 294,600 | 340,300 | 378,500 | 393,900 | 413,500 |
| 77 | 253,300 | 294,800 | 340,600 | 378,900 | 394,200 | 413,700 |
| 78 | 253,600 | 295,100 | 341,100 | 379,400 | 394,500 | 414,000 |
| 79 | 253,900 | 295,300 | 341,500 | 380,000 | 394,800 | 414,300 |
| 80 | 254,200 | 295,600 | 341,900 | 380,500 | 395,000 | 414,500 |
| 81 | 254,500 | 295,800 | 342,300 | 381,000 | 395,200 | 414,700 |
| 82 | 254,800 | 296,000 | 342,800 | 381,600 | 395,500 | 415,000 |
| 83 | 255,100 | 296,300 | 343,300 | 382,100 | 395,800 | 415,300 |
| 84 | 255,400 | 296,500 | 343,800 | 382,400 | 396,000 | 415,500 |
| 85 | 255,700 | 296,800 | 344,100 | 382,800 | 396,200 | 415,700 |
| 86 | 256,000 | 297,100 | 344,500 | 383,300 | 396,500 | |
| 87 | 256,300 | 297,400 | 344,900 | 383,700 | 396,800 | |
| 88 | 256,600 | 297,700 | 345,300 | 384,100 | 397,000 | |
| 89 | 256,900 | 298,000 | 345,600 | 384,500 | 397,200 | |
| 90 | 257,200 | 298,300 | 346,000 | 385,000 | 397,500 | |
| 91 | 257,500 | 298,600 | 346,400 | 385,400 | 397,800 | |
| 92 | 257,800 | 299,000 | 346,800 | 385,800 | 398,000 | |
| 93 | 258,100 | 299,200 | 347,000 | 386,100 | 398,200 | |
| 94 | | 299,400 | 347,400 | | | |
| 95 | | 299,700 | 347,800 | | | |
| 96 | | 300,100 | 348,200 | | | |
| 97 | | 300,300 | 348,400 | | | |
| 98 | | 300,600 | 348,800 | | | |

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|-----|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 99 | | 301,000 | 349,200 | | | |
| | 100 | | 301,400 | 349,500 | | | |
| | 101 | | 301,600 | 349,800 | | | |
| | 102 | | 301,900 | 350,200 | | | |
| | 103 | | 302,200 | 350,600 | | | |
| | 104 | | 302,500 | 351,000 | | | |
| | 105 | | 302,700 | 351,500 | | | |
| | 106 | | 303,000 | 351,900 | | | |
| | 107 | | 303,300 | 352,300 | | | |
| | 108 | | 303,600 | 352,700 | | | |
| | 109 | | 303,800 | 353,200 | | | |
| | 110 | | 304,200 | 353,600 | | | |
| | 111 | | 304,600 | 353,900 | | | |
| | 112 | | 304,900 | 354,200 | | | |
| | 113 | | 305,100 | 354,700 | | | |
| | 114 | | 305,300 | | | | |
| | 115 | | 305,600 | | | | |
| | 116 | | 306,000 | | | | |
| | 117 | | 306,200 | | | | |
| | 118 | | 306,400 | | | | |
| | 119 | | 306,700 | | | | |
| | 120 | | 307,000 | | | | |
| | 121 | | 307,400 | | | | |
| | 122 | | 307,600 | | | | |
| | 123 | | 307,900 | | | | |
| | 124 | | 308,200 | | | | |
| | 125 | | 308,500 | | | | |
| 定年前再 任用 短時 間勤 務職 員 | | 基準給料月額 | 基準給料月額 | 基準給料月額 | 基準給料月額 | 基準給料月額 | 基準給料月額 |
| | | 円 192,000 | 円 219,500 | 円 260,000 | 円 279,700 | 円 294,900 | 円 320,600 |

第3条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(期末手当) 第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> | <p>(期末手当) 第23条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>(勤勉手当) 第26条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第2条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定 令和6年4月1日

(2) 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定
令和6年12月1日
(給与の内払)

3 第1条及び第2条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合には、第1条及び第2条の規定による改正前の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。
(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

新潟県市町村総合事務組合条例第2号

新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例（令和2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額(以下この項において「平均額」という。)に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の平均額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 (略)</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額(以下この項において「平均額」という。)に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の平均額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第2条 新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額(以下この項において「平均額」という。)に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の平均額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 (略)</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 期末手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第5条の2 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 勤勉手当の額は、それぞれその基準日以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額(以下この項において「平均額」という。)に、管理者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、管理者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該パートタイム会計年度任用職員の平均額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額を超えてはならない。</p> <p>4 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 第1条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例(以下この項において「改正後の報酬条例」という。)の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新潟県市町村総合事務組合会計年度任

用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された手当は、改正後の報酬条例の規定による手当の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

新潟県市町村総合事務組合条例第3号

新潟県市町村総合事務組合監査委員条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合監査委員条例（平成16年条例第39号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の9第3項の規定による監査の請求又は第199条第6項、第7項若しくは第235条の2第2項の規定による監査の要求があったときは、直ちにその請求又は要求に係る事項について監査に着手しなければならない。</p> | <p>(請求又は要求による監査)</p> <p>第3条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8の規定による監査の請求又は第199条第6項、第7項若しくは第235条の2第2項の規定による監査の要求があったときは、直ちにその請求又は要求に係る事項について監査に着手しなければならない。</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第4号

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例（平成16年条例第22号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則（以下この項において「<u>条例等</u>」という。）により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日及び<u>条例等</u>により、<u>4週間を超えない範囲内で週を単位として条例等の定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。</u>第26条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（組合市町村等の休日を守る条例等に定める休日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第26条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第6条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第7条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員につ</p> | <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。第26条第2項において「勤務日数」という。）が18日（1月間の日数（組合市町村等の休日を守る条例等に定める休日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあつては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第26条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第6条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第7条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> |

いては、この限りでない。

(失業者の退職手当)

第26条 (略)

2～10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) (略)

(4) 安定した職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) (略)

12・13 (略)

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(失業者の退職手当)

第26条 (略)

2～10 (略)

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(3) (略)

(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5)・(6) (略)

12・13 (略)

14 第11項第4号に掲げる退職手当の支給があったときは、第1項、第3項又は第11項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項又は第3項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。

(1) 雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数

(2) 雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数

15～17 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第28条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 管理者は、第1項又は第2項の規定により行った支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した

15～17 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第28条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) (略)

2～4 (略)

5 管理者は、第1項又は第2項の規定により行った支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日

日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第29条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第27条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第30条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、第27条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第26条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができ

又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) (略)

6～10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第29条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第27条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第30条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、第27条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第26条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができ

た者（次条及び第32条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第32条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第32条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第30条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 (略)

附 則

1～5 (略)

6 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、

た者（次条及び第32条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第32条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2～6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第32条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第30条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5～8 (略)

附 則

1～5 (略)

6 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、

かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）第1条の2第1項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7～16 （略）

17 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表の上覧に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同

かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続きいた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7～16 （略）

17 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則別表第1の上覧に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。

じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

18 旧機関の職員が、第14条第5項に規定する事由によって引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

19 (略)

20 令和9年3月31日以前に退職した職員に対する第26条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項

以下同じ。)の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続きいた在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

18 旧機関の職員が、第14条第5項に規定する事由によって引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準(国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第50条の10第2項に規定する基準をいう。)により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

19 (略)

20 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第26条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項

に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、管理者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

21～29 (略)

に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「

イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの

ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、管理者が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの(アに掲げる者を除く。)

」とする。

21～29 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6項、第17項及び第18項の改正規定 公布の日

(2) 第4条第3項並びに第26条第11項第4号及び第14項並びに附則第20項の改正規定並びに次項及び附則第4項の規定 令和7年4月1日

(3) 第28条第1項第1号及び第5項第2号、第29条の見出し及び同条第1項第1号、第30条第1項第1号並びに第32条第4項の改正規定並びに附則第3項の規定 令和7年6月1日

(経過措置)

2 この条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例(以下「新条例」という。)第26条第11項(第4号に係る部分に限り、同条第15項において準

用する場合を含む。)の規定は、退職職員(退職した新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例第4条第1項に規定する職員(同条第3項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であって前項第2号に定める日(以下この項において「施行日」という。)以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 3 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の施行前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、新条例第28条第1項及び第5項、第29条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第32条第4項並びに新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例第32条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 新潟県市町村総合事務組合退職手当支給条例の一部を改正する条例(令和5年条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「第9条第3項」を「第9条第2項」に改める。

新潟県市町村総合事務組合条例第5号

新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例の一部を改正する条例
 新潟県市町村総合事務組合退職手当に関する負担金条例（平成16年条例第23号）の
 一部を改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>（派遣職員等に対する一般負担金に係る特例）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 公益的法人等派遣法第10条第2項に規定する退職派遣者が同条第1項の規定により組合市町村等に採用されたときは、当該退職派遣者を採用した組合市町村等は、当該退職派遣者の同項に規定する特定法人の役職員としての在職期間における各月の第1項及び前項の規定の例により定められた給料月額に相当する額に第2条第1項第2号に定める率を乗じて得た額の合計額に相当する金額を負担するものとする。</p> <p>（負担金の納期等）</p> <p>第8条 負担金の納期等については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 第2条に規定する一般負担金は、<u>翌月末日</u>までに納入するものとする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>前条</u>に規定する特別負担金は、管理者が指定する期日までに納入するものとする。</p> | <p>（派遣職員等に対する一般負担金に係る特例）</p> <p>第6条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 公益的法人等派遣法第10条第2項に規定する退職派遣者が同条第1項の規定により組合市町村等に採用されたときは、当該退職派遣者を採用した組合市町村等は、当該退職派遣者の同項に規定する特定法人の役職員としての在職期間における各月の第1項及び第2項の規定の例により定められた給料月額に相当する額に第2条第1項第2号に定める率を乗じて得た額の合計額に相当する金額を負担するものとする。</p> <p>（負担金の納期等）</p> <p>第8条 負担金の納期等については、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 第2条に規定する一般負担金は、<u>毎月末日</u>までに納入するものとする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) <u>第7条</u>に規定する特別負担金は、管理者が指定する期日までに納入するものとする。</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第6号

新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成16年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 退職報償金支給額表（第2条関係）

| 階 級 | 勤 務 年 数 | | | | | | |
|--------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------|
| | 5年以上 10年未満 | 10年以上 15年未満 | 15年以上 20年未満 | 20年以上 25年未満 | 25年以上 30年未満 | 30年以上 35年未満 | 35年以上 |
| 団 長 | 239千円 | 344千円 | 459千円 | 594千円 | 779千円 | 979千円 | 1,079千円 |
| 副 団 長 | 229 | 329 | 429 | 534 | 709 | 909 | 1,009 |
| 分 団 長 | 219 | 318 | 413 | 513 | 659 | 849 | 949 |
| 副分団長 | 214 | 303 | 388 | 478 | 624 | 809 | 909 |
| 部長及び班長 | 204 | 283 | 358 | 438 | 564 | 734 | 834 |
| 団 員 | 200 | 264 | 334 | 409 | 519 | 689 | 789 |

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合条例第7号

新潟県市町村総合事務組合行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

新潟県市町村総合事務組合行政財産使用料徴収条例（平成18年条例第24号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | | | 改正前 | | | |
|-------------------------|-----------------------------------|------------------|--------------|-------------------------|-----------------------------------|------------------|--------------|
| 別表（第2条関係） 行政財産使用料の基準 | | | | 別表（第2条関係） 行政財産使用料の基準 | | | |
| 区分 | 使用の種類 | 単位 | 使用料(単位 円) | 区分 | 使用の種類 | 単位 | 使用料(単位 円) |
| 土地 | (略) | | | 土地 | (略) | | |
| | その他のもの (使用面積が5平方メートル未満のものに限る。) | 使用面積1平方メートルにつき1年 | <u>2,400</u> | | その他のもの (使用面積が5平方メートル未満のものに限る。) | 使用面積1平方メートルにつき1年 | <u>2,200</u> |
| (略) | | | | (略) | | | |
| 備考 (略) | | | | 備考 (略) | | | |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後納入すべき使用料について適用し、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。

新潟県市町村総合事務組合条例第 8 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟県市町村総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 1 条 新潟県市町村総合事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 4 号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することが出来るように体系的の構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 第 1 項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 (略)</p> | <p style="text-align: center;">附 則 (経過措置)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第 1 項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第 2 条第 4 号に規定する保有個人情報(以下「旧保有個人情報」という。)を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することが出来るように体系的の構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をこの条例の施行後に提供したときは、2 年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>4 第 1 項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1 年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>5 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例（平成 16 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当</p> | <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第 1 項の規定にかかわらず、当</p> |

該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第25条 管理者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 管理者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がそ

該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1)・(2) (略)

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第25条 管理者又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

3 管理者又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がそ

| | |
|---|--|
| <p>の者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> | <p>の者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>4～6 (略)</p> |
|---|--|

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県市町村総合事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 新潟県市町村総合事務組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成16年条例第9号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(失職の例外)</p> <p>第5条 管理者は、職務遂行中の<u>過失</u>による事故又は通勤途上の過失による交通事故により<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p> | <p>(失職の例外)</p> <p>第5条 管理者は、職務遂行中又は当該職務遂行に伴う通勤途上の過失による交通事故により<u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第4条 新潟県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成16年条例第27号）の一部を次のように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p> | <p>(退職報償金支給の制限)</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号の一に該当する者に対しては支給しない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(2)～(5) (略)</p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第5条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第2条の規定による改正後の新潟県市町村総合事務組合職員の給与に関する条例第25条第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

新潟県市町村総合事務組合条例第9号

新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例

新潟県市町村総合事務組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第13号）
の一部を次のように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---------|---|---------|
| (定義) | | (定義) | |
| 第2条 (略) | | 第2条 (略) | |
| 2・3 (略) | | 2・3 (略) | |
| 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、新潟県市町村総合事務組合情報公開条例（平成18年条例第1号。 <u>第20条において「情報公開条例」という。</u> ）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 | | 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、新潟県市町村総合事務組合情報公開条例（平成18年条例第1号。 <u>以下「情報公開条例」という。</u> ）第2条第2項に規定する公文書（以下「公文書」という。）に記録されているものに限る。 | |
| 5～9 (略) | | 5～9 (略) | |
| 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。 <u>第12条第5項において「番号利用法」という。</u> ） <u>第2条第9項</u> に規定する特定個人情報をいう。 | | 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。 <u>以下「番号利用法」という。</u> ） <u>第2条第8項</u> に規定する特定個人情報をいう。 | |
| 11～13 (略) | | 11～13 (略) | |
| (利用及び提供の制限) | | (利用及び提供の制限) | |
| 第12条 (略) | | 第12条 (略) | |
| 2～4 (略) | | 2～4 (略) | |
| 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 | | 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで <u>及び第29条</u> の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。 | |
| (略) | | (略) | |
| 第38条第1項 | 又は第12条第 | 第12条第5項 | 第38条第1項 |
| | | | 又は第12条第 |
| | | | 第12条第5項 |

| | |
|-----|--|
| 第1号 | 1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき |
| (略) | |

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)
第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(第3項において「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。
(1)～(9) (略)
2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
(1) 次に掲げる個人情報ファイル
ア 議会の議員若しくは議員であった

| | |
|-----|---|
| 第1号 | 1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき |
| (略) | |

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)
第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿(以下「個人情報ファイル簿」という。)を作成し、公表しなければならない。
(1)～(9) (略)
2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。
(1) 次に掲げる個人情報ファイル
ア 議会の議員若しくは議員であった

者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ （略）

(2)・(3) （略）

3 （略）

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 （略）

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) （略）

3 （略）

（訂正請求権）

第31条 （略）

者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ （略）

(2)・(3) （略）

3 （略）

（開示請求権）

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この章において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この章及び第48条において「開示請求」という。）をすることができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第27条 （略）

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) （略）

3 （略）

（訂正請求権）

第31条 （略）

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

3 （略）

（訂正請求の手続）

第32条 （略）

2 （略）

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（一）}が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) （略）

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 （略）

（利用停止請求の手続）

第39条 （略）

2 （略）

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（適用除外）

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 （略）

（訂正請求の手続）

第32条 （略）

2 （略）

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（利用停止請求権）

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報^{（一）}が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1)・(2) （略）

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 （略）

（利用停止請求の手続）

第39条 （略）

2 （略）

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定に資する情報の提供その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専ら

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

第53条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専ら

その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

その職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第53条から第55条までの改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和7年2月13日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された令和6年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第1号）、令和6年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第1号）、令和6年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第1号）、令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第1号）、令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第1号）及び令和6年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）の要領を次のとおり公表する。

令和7年2月17日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

令和6年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第1号）

令和6年度新潟県市町村総合事務組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,854千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ488,117千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------|----------|---------|--------|---------|
| 3 使用料及び手数料 | | 210,843 | △6,097 | 204,746 |
| | 1 使用料 | 210,843 | △6,097 | 204,746 |
| 4 財産収入 | | 1,921 | 964 | 2,885 |
| | 1 財産運用収入 | 1,920 | 964 | 2,884 |
| 6 繰越金 | | 25,249 | 55,987 | 81,236 |
| | 1 繰越金 | 25,249 | 55,987 | 81,236 |
| 歳入合計 | | 437,263 | 50,854 | 488,117 |

2 歳出

（単位：千円）

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|---------|--------|---------|
| 4 積立金 | | 14,716 | 24,976 | 39,692 |
| | 1 基金積立金 | 14,716 | 24,976 | 39,692 |
| 5 予備費 | | 1,502 | 25,878 | 27,380 |
| | 1 予備費 | 1,502 | 25,878 | 27,380 |
| 歳出合計 | | 437,263 | 50,854 | 488,117 |

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

| 事 項 | 期 間 | 限度額 |
|-------------------|----------------|--------|
| 職員研修に係る委託料及び印刷製本費 | 令和6年度から令和7年度まで | 42,848 |

令和6年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計
補正予算（第1号）

令和6年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ247,813千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,333,833千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|----------|-----------|---------|-----------|
| 2 財産収入 | | 35,771 | 6,630 | 42,401 |
| | 1 財産運用収入 | 35,770 | 6,630 | 42,400 |
| 4 繰越金 | | 1 | 237,582 | 237,583 |
| | 1 繰越金 | 1 | 237,582 | 237,583 |
| 5 諸収入 | | 244 | 3,601 | 3,845 |
| | 2 預金利子 | 1 | 3,601 | 3,602 |
| 歳 入 合 計 | | 5,086,020 | 247,813 | 5,333,833 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|-----------|---------|-----------|
| 2 積立金 | | 459,837 | 247,813 | 707,650 |
| | 1 基金積立金 | 459,837 | 247,813 | 707,650 |
| 歳 出 合 計 | | 5,086,020 | 247,813 | 5,333,833 |

令和6年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業
特別会計補正予算（第1号）

令和6年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ745千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33,518千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------|--------|-----|--------|
| 4 繰越金 | | 1 | 745 | 746 |
| | 1 繰越金 | 1 | 745 | 746 |
| 歳入合計 | | 32,773 | 745 | 33,518 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|--------|-----|--------|
| 2 積立金 | | 40 | 745 | 785 |
| | 1 基金積立金 | 40 | 745 | 785 |
| 歳出合計 | | 32,773 | 745 | 33,518 |

令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,033千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,758,408千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------|-----------|-------|-----------|
| 5 繰越金 | | 2,400 | 1,033 | 3,433 |
| | 1 繰越金 | 2,400 | 1,033 | 3,433 |
| 歳入合計 | | 1,757,375 | 1,033 | 1,758,408 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|-----------|-------|-----------|
| 2 積立金 | | 1,562 | 1,033 | 2,595 |
| | 1 基金積立金 | 1,562 | 1,033 | 2,595 |
| 歳出合計 | | 1,757,375 | 1,033 | 1,758,408 |

令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ365千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------|--------|-----|--------|
| 4 繰越金 | | 1 | 365 | 366 |
| | 1 繰越金 | 1 | 365 | 366 |
| 歳入合計 | | 32,274 | 365 | 32,639 |

2 歳 出 (単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|--------|-----|--------|
| 2 積立金 | | 1,694 | 365 | 2,059 |
| | 1 基金積立金 | 1,694 | 365 | 2,059 |
| 歳出合計 | | 32,274 | 365 | 32,639 |

令和6年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計
補正予算（第2号）

令和6年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ28,236千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ876,061千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|----------|---------|---------|---------|
| 2 財産収入 | | 12,894 | 1,764 | 14,658 |
| | 1 財産運用収入 | 12,893 | 1,764 | 14,657 |
| 3 繰入金 | | 449,309 | △30,000 | 419,309 |
| | 1 基金繰入金 | 449,309 | △30,000 | 419,309 |
| 歳入合計 | | 904,297 | △28,236 | 876,061 |

2 歳 出 (単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-------------|---------|---------|---------|
| 1 事業費 | | 508,640 | △30,000 | 478,640 |
| | 1 交通災害共済事業費 | 465,864 | △30,000 | 435,864 |
| 2 積立金 | | 395,156 | 1,764 | 396,920 |
| | 1 基金積立金 | 395,156 | 1,764 | 396,920 |
| 歳出合計 | | 904,297 | △28,236 | 876,061 |

予算の要領について（公告）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定により、令和 7 年 2 月 13 日、新潟県市町村総合事務組合議会において議決された令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算、令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算、令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算、令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算、令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算及び令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算の要領を次のとおり公表する。

令和 7 年 2 月 17 日

新潟県市町村総合事務組合管理者 二階堂 馨

令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算

令和 7 年度新潟県市町村総合事務組合一般会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 465,524 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

（単位：千円）

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|-----------|---------|
| 1 分担金及び負担金 | | 74,995 |
| | 1 負担金 | 74,995 |
| 2 交付金 | | 34,446 |
| | 1 交付金 | 34,446 |
| 3 使用料及び手数料 | | 206,951 |
| | 1 使用料 | 206,951 |
| 4 財産収入 | | 2,521 |
| | 1 財産運用収入 | 2,520 |
| | 2 財産売払収入 | 1 |
| 5 繰入金 | | 112,938 |
| | 1 特別会計繰入金 | 112,937 |
| | 2 基金繰入金 | 1 |
| 6 繰越金 | | 31,856 |
| | 1 繰越金 | 31,856 |
| 7 諸収入 | | 1,817 |
| | 1 預金利子 | 1 |

| | | |
|----|-------|---------|
| | 2 弁償金 | 1 |
| | 3 雑入 | 1,815 |
| 歳入 | 合計 | 465,524 |

2 歳出 (単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------|----------|---------|
| 1 議会費 | | 1,014 |
| | 1 議会費 | 1,014 |
| 2 総務費 | | 370,089 |
| | 1 総務管理費 | 369,893 |
| | 2 監査委員費 | 196 |
| 3 事業費 | | 59,348 |
| | 1 研修等事業費 | 59,348 |
| 4 積立金 | | 33,573 |
| | 1 基金積立金 | 33,573 |
| 5 予備費 | | 1,500 |
| | 1 予備費 | 1,500 |
| 歳出 | 合計 | 465,524 |

令和7年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算
 令和7年度新潟県市町村総合事務組合職員退職手当支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,093,599千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|----------|-----------|
| 1 分担金及び負担金 | | 5,058,003 |
| | 1 負担金 | 5,058,003 |
| 2 財産収入 | | 33,711 |
| | 1 財産運用収入 | 33,710 |
| | 2 財産売払収入 | 1 |
| 3 繰入金 | | 1 |
| | 1 基金繰入金 | 1 |

| | | |
|-------|---------------|-----------|
| 4 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 5 諸収入 | | 1,883 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 1 |
| | 2 預金利子 | 1,640 |
| | 3 雑入 | 242 |
| 歳入合計 | | 5,093,599 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|-----------|-----------|
| 1 事業費 | | 2,846,957 |
| | 1 退職手当事業費 | 2,813,321 |
| | 2 繰出金 | 33,636 |
| 2 積立金 | | 2,223,737 |
| | 1 基金積立金 | 2,223,737 |
| 3 諸支出金 | | 19,905 |
| | 1 雑支出 | 19,905 |
| 4 予備費 | | 3,000 |
| | 1 予備費 | 3,000 |
| 歳出合計 | | 5,093,599 |

令和7年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算

令和7年度新潟県市町村総合事務組合非常勤職員公務災害補償等事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,803千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|-------|-------|
| 1 分担金及び負担金 | | 9,543 |
| | 1 負担金 | 9,543 |
| 2 財産収入 | | 40 |

| | | |
|-------|----------|--------|
| | 1 財産運用収入 | 40 |
| 3 繰入金 | | 25,217 |
| | 1 基金繰入金 | 25,217 |
| 4 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 5 諸収入 | | 2 |
| | 1 預金利子 | 1 |
| | 2 雑入 | 1 |
| 歳入合計 | | 34,803 |

2 歳出 (単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------|-------------------|--------|
| 1 事業費 | | 34,763 |
| | 1 非常勤職員公務災害補償等事業費 | 33,624 |
| | 2 繰出金 | 1,139 |
| 2 積立金 | | 40 |
| | 1 基金積立金 | 40 |
| 歳出合計 | | 34,803 |

令和7年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算
 令和7年度新潟県市町村総合事務組合消防団員等公務災害補償事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,719,964千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|----------|---------|
| 1 分担金及び負担金 | | 733,475 |
| | 1 負担金 | 733,475 |
| 2 交付金 | | 940,004 |
| | 1 交付金 | 940,004 |
| 3 財産収入 | | 1,825 |
| | 1 財産運用収入 | 1,824 |

| | | |
|-------|----------|-----------|
| | 2 財産売却収入 | 1 |
| 4 繰入金 | | 41,272 |
| | 1 基金繰入金 | 41,272 |
| 5 繰越金 | | 3,250 |
| | 1 繰越金 | 3,250 |
| 6 諸収入 | | 138 |
| | 1 預金利子 | 1 |
| | 2 雑入 | 137 |
| 歳入合計 | | 1,719,964 |

2 歳出 (単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|------------|-----------|
| 1 事業費 | | 1,718,139 |
| | 1 消防団員等事業費 | 1,699,411 |
| | 2 繰出金 | 18,728 |
| 2 積立金 | | 1,824 |
| | 1 基金積立金 | 1,824 |
| 3 諸支出金 | | 1 |
| | 1 雑支出 | 1 |
| 歳出合計 | | 1,719,964 |

令和7年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算
 令和7年度新潟県市町村総合事務組合消防賞じゅつ金等支給事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,303千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|----------|-------|
| 1 分担金及び負担金 | | 752 |
| | 1 負担金 | 752 |
| 2 財産収入 | | 1,548 |
| | 1 財産運用収入 | 1,547 |

| | | |
|-------|----------|--------|
| | 2 財産売払収入 | 1 |
| 3 繰入金 | | 30,000 |
| | 1 基金繰入金 | 30,000 |
| 4 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 5 諸収入 | | 2 |
| | 1 預金利子 | 1 |
| | 2 雑入 | 1 |
| 歳入合計 | | 32,303 |

2 歳出 (単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|------------|--------|
| 1 事業費 | | 30,592 |
| | 1 消防賞じゅつ金費 | 30,402 |
| | 2 繰出金 | 190 |
| 2 積立金 | | 1,710 |
| | 1 基金積立金 | 1,710 |
| 3 諸支出金 | | 1 |
| | 1 雑支出 | 1 |
| 歳出合計 | | 32,303 |

令和7年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算
 令和7年度新潟県市町村総合事務組合交通災害共済事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ843,882千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の款内各項に計上した予算額に過不足を生じた場合、同一款内の各項の経費は、流用することができる。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入 (単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|----------|---------|
| 1 会費収入 | | 349,093 |
| | 1 会費収入 | 349,093 |
| 2 財産収入 | | 18,394 |
| | 1 財産運用収入 | 18,393 |

| | | |
|-------|----------|---------|
| | 2 財産売却収入 | 1 |
| 3 繰入金 | | 476,391 |
| | 1 基金繰入金 | 476,391 |
| 4 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 5 諸収入 | | 3 |
| | 1 預金利子 | 1 |
| | 2 雑入 | 2 |
| 歳入 | 合計 | 843,882 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|-------------|---------|
| 1 事業費 | | 512,792 |
| | 1 交通災害共済事業費 | 453,548 |
| | 2 繰出金 | 59,244 |
| 2 積立金 | | 330,589 |
| | 1 基金積立金 | 330,589 |
| 3 諸支出金 | | 1 |
| | 1 雑支出 | 1 |
| 4 予備費 | | 500 |
| | 1 予備費 | 500 |
| 歳出 | 合計 | 843,882 |